

第十二回 参議院農林委員會會議錄第十号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日)午前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 片柳 眞吉君  
山崎 恒君  
岡村文四郎君

委員

白波瀬米吉君  
北村 一男君  
宮本 邦彦君  
赤澤 與仁君  
飯島連次郎君  
加賀 操君  
江田 三郎君  
門田 定藏君  
小林 孝平君  
三橋八次郎君  
松浦 定義君

政府委員 農林省畜産局長 青柳 確郎君  
事務局側 常任委員 安樂城敏男君  
会専門員

本日の會議に付した事件

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商糸価格安定法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開きます。

第九部 農林委員會會議錄第十号

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については大體質疑も終つたと考えますので、格別の御発言がなければこれより討論採決をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) ではさう決定いたします。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。……別段御発言がないようでありますから、本案について採決を行います。

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案に原案通り賛成のかたの御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお本會議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多數意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告

書には多數意見書の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

赤澤 與仁 小林 孝平  
片柳 眞吉 門田 定藏  
山崎 恒 三橋八次郎  
白波瀬米吉 岡村文四郎  
加賀 操 江田 三郎  
飯島連次郎 宮本 邦彦

○委員長(羽生三七君) 署名漏れはございませんか……署名漏れはないと認めます。

○委員長(羽生三七君) なお先般當委員會から政府に申入れました農耕地土壤生産力増進対策並びに主要農作物の種苗改良対策確立に関する申入に対して、お手許にお配りしたような文書を以て農林大臣から回答がありましたので、御了承をお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) それでは引続きまして、商糸価格安定法案を議題といたしまして、取りあへず政府から、先日の提案理由の説明に引続いてその詳細について更に説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(青柳確郎君) 先日政務次官から商糸価格安定法案の提案理由を申上げましたが、今日は私からなお補足いたしました逐條的に御説明いたしたいと存じます。

第一條は、この法律の目的であります。第一條は、これは提案理由で申上げましたことと盡きておと思ひますから、省略させていただきます。それから第二條は、生糸の売渡及び買入の規定であります。政府は繭及び生糸の価格の異常な変動を防止するために、申込に應じまして、最高価格で保有する生糸を売渡し、予算の範囲内で最低価格で生糸を買入れることにいたしております。即ち、生糸の売買操作によりまして繭及び生糸の価格の安定を図つて参るつもりであります。戦前におきましては、繭糸価格の安定につきましては、數回に亘り長い間業界で多大の努力が拂われて参りましたことは、御承知の通りであります。帝國蚕糸株式會社、或いは又帝國蚕倉庫などによりまして生糸の買入並びに共同保管、銀行の生糸担保融資に對しまする政府の補償、養蚕業者の行いまする乾繭保管、又は委託製糸に對しまする低利資金融通等いろいろの方法が相次いで行われて來たのであります。最後に結実いたしましたが、生糸の買入による繭糸価格の安定を企圖いたしました昭和十二年の糸價安定施設法でありました。數年來我々は繭及び生糸の価格の安定につきました。業界の人たちとも數回に亘り協議いたしまして、いろいろと考へて参つたのであります。少額の経費でその目的を達成するためには、結局生糸の買入による方法が現状におきまして最善であるという結論に達したわけでありまして、ここに申します最高価格、最低価格は、いわゆる公定価格とは意味が異なりまして、政府が

ただ生糸を賣入する場合の価格でありまして、昔の糸價安定施設法で売渡價格及び買入價格と言つておつたものと同様なものでございまして、そうして政府はこの最高、最低價格の幅の中で生糸の價格を安定させようと企圖しておるのであります。保有する生糸を賣渡しという工合に書いてあります。これは當然のことを規定しておるのであります。買入の申込がありまして、そのとき政府が生糸を持つていないときには賣渡せないということになります。なお、本法で政府が生糸を保有するに至ります場合は、最低價格で生糸を買入れる場合のみでありまして、最低價格で生糸を買入れる限度は、予算の範囲内でありまして、今度の補正予算で御審議願つております。一般會計から三十億元が基金としてこの糸價安定特別會計に繰入れられ、この三十億元を限度といたしまして買入ができるようになつております。この三十億元で果して十分かどうかというような問題について少しく申し上げて見ますと、お手許にお配りしてあります資料を御覧願いますとおわかりになつて頂けると思ひます。戦前におきましてどの程度生糸を棚上げしましたら糸價が安定したかと言いますと、最高は昭和十五年から昭和十六年の場合で年間の生産量の二カ月分買上げたのでございまして、最少は大正十五年から昭和二年の場合で、年間生産量の〇・三カ月分を買上げたのであります。買入數量の多いほうか

ら便宜三回のこの安定施設をとつて参りますと、平均をして見ますと一・七カ月分くらい買上げまして、一応目的を達したのでございます。三十億円で何俵の生糸が買えるかは一俵当りの単価によつて勿論異なつて参りますが、戦前と比べて参りますといふと、現在は生糸の需給の規模がずつと縮小して参つております。又需要に對しまして幾分供給が不足勝ちの状態にありますので、従前に比較いたしますれば少い数量の買上げによつても十分価格の維持はできるものと考へております。従いまして現在のところ三十億円の資金が用意されますならば十分目的は達し得るものと存じておるのでございます。なお生糸の売渡、買入は生糸の二大市場であります。横浜及び神戸で行ふこととしたかと思つております。

それから次に第三條は最高価格及び最低価格のきめ方の規定でございます。政令で定める種類、織度及び品位の生糸、これは大体白二十一中A格とする予定でございますが、この生糸を標準生糸といたしたいと思つております。この標準生糸の最高価格及び最低価格は政令の定めるところによりまして「生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参しやくして農林大臣が定める。」と書いてございますが、その場合はあとでも御説明いたしますが、繭糸価格安定審議会に諮問いたしまして、その公正な御意見を十分尊重いたしまして定めることといたしたいと思つております。標準生糸以外の生糸の最高価格及び最低価格は、以上のように

してきまつた標準生糸の最高価格又は最低価格に、政令の定むるところによりまして算出される額、即ちこれは買入又は売渡申込當時における実際の取引格差をとることにいたしたいと思つております。従いまして標準生糸以外の生糸の最高価格及び最低価格は、売渡又は買入の日に自動的にきまつて来るわけでございます。前以て標準生糸の場合のように何円ときめ得ないのは、格差といふものは当座の需給事情によつて相当な変動があるからでございます。標準生糸の最高価格及び最低価格をきめるに當りましては、先ほど申し上げました通りいろいろの要素を斟酌して参るのでございますが、これはどういふ意味のものであるかといふことを一応御説明を申し上げて見たいと思ひます。

本法の目的は第一條にも書いてありますように、生糸の輸出増進と国内における蚕糸業の経営の安定とにありまします。安定しようとする生糸の価格の最高限度及び最低限度、即ち最高価格及び最低価格はこの目的に副うようなものでなければならぬと考へております。生糸の価格は御承知のように物価変動の影響を大きく受けます。と共に、他の繊維の価格変動とも密接な関連があります。これは単に日本の国内の物価及び繊維価格について言えるばかりでなく、生糸の主要な需要国でありますアメリカのそれらの経済事情とも全く同様な関係がございます。従いまして最高価格をきめるに當りましては輸出増進というところ、即ち生糸需要者の立場を十分考慮いたしまして單なる生糸の時価によら

ないで、日本及びアメリカにおきまざる物価並びに繊維価格と均衡を得ておる生糸の価格を最近の統計資料に基きまして一定の算式によつて求めます。そしてこれを基準にいたしまして、その上に物価及び生糸の標準的な変動率を参考として、一定の割合をとつて、その位置を最高価格といたしたいと思つております。次に最低価格につきましては、蚕糸業の経営の安定を図るというこの法律の目的からしまして、先ず前に申し上げました方法できまします。最高価格を基準として、物価及び生糸の標準的な変動率を参考として、その下値一定割合を限度として経済事情を参酌して定めますが、この場合繭の生産費と生糸の製造販売費をも併せ考慮いたしまして、少くともその合計額、生糸のコストの一定割合を下らないように定めて参りたいと考へております。なお只今一定割合とだけ申し上げましたが、これは先ほども申し上げました生糸の輸出増進及び蚕糸業の経営の安定という本法の目的に副うように慎重に決定して参らなければならぬと存じますので、各方面の権威あるかた々々から十分御意見を伺ひまして最終的な決定をいたして参りたいと考へておる次第でございます。

第四條は標準生糸の最高価格及び最低価格の決定の時期及びその適用期間の規定でございます。適用期間から申上げますと、これは毎年六月一日から翌年の五月三十一日の一カ年間といたしておりますが、これは一生糸年度中は経済事情に著しい変動のない限り、同一の最高価格及び最低価格を適用して行くこととでございます。次に決定の時期でございますが、こ

れは毎年三月としておりますが、これは二つの要件からきまつたのでありまして、一つは養蚕の生産計画を立てる点から言いますれば、できるだけ早いほうがよいと思つてございまして、又次にはこの価格は一年間原則として据置かれますので、適用を始める六月一日に最も近い時期までの経済的な諸要素を取り入れることが望ましいのであります。これは業者の兼合いで一応繭の掃立て等を目標といたしまして、三月といたしたのであります。この三月という時期につきましては、そのときの経済事情が変動している場合等には四月又は五月まで延期できることといたしております。それから五條は標準生糸の最高価格及び最低価格改訂の規定でございます。経済事情に著しい変動があつたとき、又は生ずる虞れがある場合は改訂ができるということといたしております。これは例へば物価が著しく変動した場合とか、或いは為替レートに変更があつた場合等を想定してゐるのでございます。次に第六條は標準生糸の最高価格及び最低価格を決定又は改訂いたしましたときの告示の規定でございます。これは一般に周知してもらふために必要であるからでございます。

第七條は政府が買入れます生糸の種類、織度及び品位についての規定でございます。種類といふのは白とか黄色の糸とかということでございますし、織度といふのは十四中とか二十一中とかということでございます。又品位といふのはA格とかB格とかいうこととでございます。これは蚕糸業法第十六條第一項に規定しております検査即ち輸出生糸検査規則によりまして、検査を受

けたもので、省令で定めるものとしておりますが、現在のところでも大体十四中、二十一中を通じて、十程度のものを考へて参りたいと存じております。これは生糸市場において最も多く取引されておる、又糸価の安定を図る上に最も適格なものを買入という趣旨でございます。第八條は政府に對する生糸の買入又は売渡の申込に對しまして応じないことができない場合の規定であります。第一は申込の数量が省令で定められておる荷口を單位としていないときでありまして、これはいわゆる半端荷口を買入れたる売渡したりすることは、政府があつてこの生糸を処理する場合に非常に困るからでございます。買入の場合は荷口單位は五俵程度以上といたしたいと考へておるのでございます。これは大体一般の商習慣に基いておるのでございます。第二は売渡の申込のあつた生糸が輸出生糸検査を受けてから六カ月以上たつたものであるときで、これは長期に亘つて保管しなければならぬ場合がありまします。できるだけ新らしいものを買入らうという趣旨であり、これ又一般の商習慣におきまして同様条件が附されておるもので、それに従つた次第でございます。第三は買入の申込が買占等不当な利得を得ることを目的としておる場合であります。これは本法における政府の売渡の目的に副わないからでございます。それから次に第九條でございますが、第九條は輸出確保のための条件附売渡の規定でございます。蚕糸業は輸出産業であり、蚕糸業の振興は生糸の輸出の消長と密接な関係があることは御承知の通りであります。政府がその保

有する生糸を売渡す場合に輸出向を優先的に取扱うことは斯業の発展のために影響を與えるものと考えておる次第であります。ここに言つておられます條件というのは、この場合の生糸は必ず輸出しなければならぬとか、或いは輸出しなかつた場合にはどうするとかいふことなどでございます。

それから第十條は繭維持のための特別措置の規定であります。私どもは通常は生糸を賣入れることによりまして生糸の価格のみならず繭維持も維持し得るものと考へておるのでございす。生糸を賣入れるということは、繭並びに生糸の価格の安定のための單なる一つの手段に過ぎないのでありまして、決して製糸家に厚く、養蠶家は薄いというような趣旨のものではないことを御了承願ひたいと存じます。

殊に現在に製糸設備に比しまして繭は不足の状態にありますので、最低価格による生糸の賣入のとき、最低価格に合致いたしました場合に繭が買いたたかれ、その価格が不当に釣下げられることは普通は考へられなと思つておるのでございす。が、万一生糸の買入によりまして繭の異常な低落を防止できない場合には特別な措置を講ずることとしたておりす。必要な措置の具体策につきましてはそのときの事情によつて異なると思ひます。そのときの事情に最もふさわしい方法によつて繭維持を図つて参る考へでございます。第十一條は政府の保有生糸の貯蔵などについて規定であります。この中で「整理のために売り渡し」といふのは政府の保有する生糸が相当量に上りましたとき既存市場において生糸の価格に新たに悪

影響を與えないように売渡す場合であります。戦前の糸價安定施設時代にはインド、ブラジル等に新販路を求めまして売却したことがございす。

第十二條は生糸取引の届出についての規定であります。これは公正な生糸の市場価格を把握するために必要な制度でありまして、これによつて調査されまして価格を利用して標準生糸の最高価格、最低価格を毎年きめるときは基準となりまして生糸の価格、標準生糸以外の生糸の最高価格、最低価格をきめるときは基準となる格差、整理売却又は新規用途、販路等への売却のときの時価というようものが決定されることになるのでございす。これは政府が本法を運用して参ります場合は、現在参ります正確な信用される価格の調査がありませんので、新たに実施して参りたいと考へておるのでございす。又関係業者にとりまして、日々この制度によりまして価格が発表されることは大いに便利があろうかと考へておられます。横浜、神戸及び大阪において受渡しされます生糸に限りましては、大部分の生糸がこれらの地域で取引されますので、これらについてのみ調査をいたしますれば十分であるからであります。第十三條は繭及び生糸に関する調査についての規定であります。本法運用のために必要な調査をしまして参るといふ趣旨でございます。

第十四條及び第十五條は繭糸價格安定審議会についての規定であります。本法の運用にはいろいろむずかしい問題がありましますので、繭糸價格安定の重要事項につきましましては、政府の独断に陥らないように各界の御意見をお聞きした上で慎重に決定して参りたいとい

うのがこの審議会設置の理由でございます。従いまして委員の構成につきましては、公正な御意見を伺ひますようにな意を用いて参りたいと思ひます。なお審議会は諮問機関ではあります。が、その御意見につきましては十分尊重して参りたいと考へておられます。

それから十六條及び十八條は罰則についての規定であります。第十二條、即ち生糸取引の届出の條文でございす。それから十三條、これは繭及び生糸に関する調査の規定でございます。これらの條項の違反の場合に罰則を適用するといふ趣旨であります。次に附則の中で、第二條の規定を除く本法施行の期日を公布の日から十五日経過した日からとてありますのは、いろいろ事務上の準備からの必要でございす。第二條の規定は本法公布後六十日まで施行することとしたてしております。これは標準生糸の最高価格及び最低価格がきまらないうちはこの法律が動き得ない規定であります。最高価格、最低価格の決定のために審議会の開催、資料の準備等に若干時日を要するからでございます。なお特に本法施行の日から昭和二十六年生糸年度末までの標準生糸の最高価格及び最低価格の決定の日を第二條施行の日、即ち遅くとも本法が公布になつてから六十日後といたしておりますのは、第四條で毎年三月にきめることとしておりますこととの例外規定で、これは本法が昭和二十六年生糸年度の途中で施行されることとなるためでございます。

以上で本法草案の各條につきましまして御説明を終ります。が、おわかりにくだい点又不十分な点もあらうかと思ひますので、これらにつきましましては

後ほど御質問を頂いた上でお答え申上げたいと存じます。

○委員長(羽生三十七君) それでは御質問を願ひます。

○小林孝平君 この法案の第一條に「生糸の輸出の増進及び養蠶業の経営の安定を図るため」といふふうにあるのであります。繭の増進及び養蠶業の経営の安定を図るため、この内容を見ますと、繭の増進を図るといふ措置が殆んどないのではありませんか、十條にその項目がございすけれども、その実質的内容は非常に微弱である。こゝういふふうに思ふのであります。私はこの法案が繭糸價格安定法、こゝういふふうになつておりますけれども、その実体は要するに糸價の安定を図るといふことが大部分になつておる。こゝういふふうにと考へておるのではありませんか、この第一條の目的を達するためならば繭と養蠶業、養蠶、製糸の両方面に亘りまして、その技術を改善し、経営の合理化を図つて生産を高めて、養蠶業の経営の安定を図るというふうな措置を講ずなければならぬと思ひます。この内容が第一條の目的に余り合致しておらない、こゝういふふうには考へておるものであります。そこでこの点について、更に後刻いろいろ御指摘いたしまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(青柳隆郎君) この法案によりまして、生糸の輸出の増進がでるか、それならどのくらいでございすかといふような御質問のようでございますが、従来海外の需要者側で一番生糸に対する経済的な欠点といたしましては、とにかく価格が暴落暴落をするという面が、非常に生糸の需要の促進の大きな原因になつておるのでございす。従いまして、この法案の一つの目的であります輸出の増進につきましては、この価格の安定をいたしたければ、相当私は輸出が伸びるのではないか、こゝう思つております。従いまして我々は本委員会の御要請に基づきまして、実は養蠶業の五カ年計画といふものを先回立てましたのでございす。が、今年を基準にいたしまして、五年後の昭和三十年には大体十五万俵くらい出せるのではないかと、こゝう考へておるのでございす。現在、そんならどのくらい出てるかと申しますと、お手許に配つております養蠶統計月報を御覧になるとわかるのでございす。が、昨年は大体九万俵程度まで出ておる。海外の需要は漸次好転して参つておるのでございまして、この程度くらいのは出るのではないかとと思



えている通りにならない場合もなきにしもあらずでございますので、我々もいたしましてはここに考へております最低価格というのはいわゆる暴落の時期でございまして常時あるわけでもございませぬ。言い換へますれば非常事態と申しますか、そういう事態でございまして、そういう事態に対処いたしますためにこの規定を設けたわけでございます。従来そんならどういふ方法が行われておつたかというのを考へて見ますという、養蚕者に対します乾繭保管に対して政府は融資をやりますとか、或いは又養蚕家が委託製糸をやりますために政府が低利資金の融通の措置をやりますとか、或いは又従来はやりませんが、繭の買入というふうな事、いろいろのことがまあ考へられようと思つてございまして、併しその最低価格を制ります場合におきます事情の、原因の如何によりましてとるべき措置もおのずからきまつて来るのではないかと我々は考へてゐるのでございます。そのときそのときの事情に即応した適当な措置を講じて参るといふのがこの規定でございます。

○小林孝平君 局長の御説明では非常にいろいろの措置とおつしやいますけれども、もう少し具体的に、こういうときはこうするといふ具体的内容がなければならぬといふ第十條一條を設けてあるという趣旨に合致しないと思つてあります。今申し上げたような、局長がおつしやつたような事柄でもこれらの或るものは相当多額の予算的措置を必要とする、こういうふうな事にもなるのであります。で、單に漠然とこういう十條で以てい

ろいことをやらしたといふのでは甚だ不十分だと思つてあります。要するに先ほども申し上げたように、この十條を附加して更に法律の名前が糸の上に繭という字をくつつけて養蚕家のほうにも少し顔を立てたという程度でございまして、これは誰にも與へるだろと思つたので、なお一つ本當に養蚕家のことも考へておられるなら具体的な必要な措置といふのはどういふことをやるか、その際は予算的に必要があれば予算も計上するといふような具体的な御説明がなければちよつと納得しかねる。又今の御説明のようにこういふうな現在の、この提案理由にもありますけれども、現在のうな繭の需給事情の下においては、この三十億でいいと、こういううなことが書いてあるものでありますけれども、これに関連いたしまして先ほどのお話でも、現在の製糸施設では繭が不足だと、そういうふうな御説明でありますので、そういうふうな状態であるのに、こういううな一定の価格を設けるという事は繭価を徒らに圧迫するようになるのではないかと、これがあつたために却つて繭の値段というものが抑えられて、養蚕家は非常に不利になるのではないかと、こういうふうな思ひであります。その点は如何ですか。

○政府委員(青柳龍郎君) この価格の安定の方法は、終戦後とられました物価統制などにとらまされた一本値で安定するといふ形ではございませぬ。はい、いわゆる最低値の範圍で安定しようといふ考へ方を持つておるのでございまして、むしろその繭の値段或いは生糸の値段といふものは、いづれかと申しますと、需給の關係によつて主として左右されますので、たとえうな価格が一応公示されても、最高値段にくつつくとか、或いは又最低値段にくつつくといふうなことはなかつたと思つてございまして。

○委員(羽生三七君) ちよつと今の小林さんの御質問に関連して私からもお尋ねしておきたいのですが、この今の第十條の必要な措置を行う場合といふときに、その繭の価格の異常な低落の原因となつた問題を考慮して、その都度必要な処置といふ考へであります。その場合に例へばという、例へばこういふ場合にはこういふ何か一つ二つの事例として具体的な問題をお取上げ願ううなことはできませんか。

○政府委員(青柳龍郎君) 実はその事例として現実にとりうのが一番簡單にやりやすいかといふうな事にならうかと思ひますが、これは先ほどもお話ししましたように、過去におきましてこういう事態に対処して政府がやりましたことといたしまして、養蚕業者が繭が自分の売値でないといふ意味合いから、繭を手離すことがいやだといふために、実は乾繭保管をやつたのでございまして、それに対して政府は低利資金を供給したという例がございまして、又現実には現在乾繭倉庫が、養蚕家自体の持つておきます乾繭倉庫は全國に約百六十近くもございまして、で、こういう方法が一番現状に即したやりやすい方法ではないか、こう考へておるのであります。

○小林孝平君 今のそういうことをやるにしまして、いろいろの金融の面とか、或いは施設を拡充するといふうな点で予算的措置が必要なのでありますけれども、局長はそういうふうな意思があるといひまして、この法律だけでは實際それがやろうと思つてもできないといふことになるのであります。この点はどういふふうにお考へになつておるか。従つて私はこういう十條の規定を設けられるならば、こういうことを予想されるに必要な予算的措置を同時に考へなければならぬのではないかと、こういうふうにお考へるのであります。これだけでは本當にちよつと体裁につけただけに過ぎないといふ感じを受けるのであります。

○政府委員(青柳龍郎君) 先ほどもお答えいたしましたように、我々といひましては生糸の売買操作によつて十分繭の値段も安定ができるのではないかと、現在のところ想定しておられますので、こういう工合に書いたものでございまして、若しこういう事態になつたといふうな事になりまして、現在の今議案に提案されております例の糸価安定特別会計法、この中には、生糸の買入、売渡に伴う予算だけしか現在考へられておりません。おりませんが、甚だくだいようではございまして、我々はそれによつて繭価格をも現在の事実では安定できるという工合に考へておる次第でございまして、若しそれが情勢の変化に基きまして將來で得ないといふうな事態になりまして、政府はその事情に対処して更に研究を進めて参りたいと、こう思つております。

○小林孝平君 この第十條の規定につきましてはいろいろ問題がありまして、只今の御答弁では不十分でありますけれども、又時を改めてやることにいたしまして、先ほどもちよつとお聞きするのを忘れましたが、この糸価の安定で輸出の増進はできると、これに関連いたしまして、ただ安定すれば何でもどん／＼余計できる、輸出できるものとは考へられないので、大体どのくらい程度に安定すれば、先ほど御説明になつた十五万俵といふものが出るのであるかといふ点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(青柳龍郎君) 海外からのいろいろの情報を総合して参りますという、勿論小林さんのお話のように買手側といたしましては価格安定をマツテするといふこと、この両方がやはり要望されるところでございまして、併し或る一部の見解では、この両方を望んでもなかつた困難であるとするならば、とにかく価格の安定だけでも先ずやつてもらいたいといふのが海外の業者の一致している意見のようでございます。従いまして今度の糸価安定法案が世界の生糸の供給の大部分を占めております日本で、公開の討議がされるという点が海外に伝わりまして、つれまして、海外からの要望といたしましては、いろいろ意見が出ております。意見が出ておりますが、その面につきましては先ほども申しましたように、両方を望むことが、これは一番よいことではあるが、価格の安定といふことと価格といふことと比較すれば価格が一番大事であるといふ情報も伝わつて来ております。

○小林孝平君 もう一つ、最後はこの審議会の点でございまして、けれども、



これは先ほど数回申上げておるうちに、この価格をどうしようにきめるかという事は、一番基本的な問題になりまして、私はこの審議会の重要性というのとは他の審議会と非常に異なつておると、こういうふうに考へておるのであります。それでこの審議会の価格決定に關連いたしまして、どういふ人々を大體この審議会の委員にするのかという政府の大體の構想を今日でなくともいいから一つ示して頂きたいと、こういうふうに考へております。それに關連いたしまして、私はこの価格の決定のやり方に、こういう審議会で作つたものを私は国会にかけ、最終的には国会においてこの決定をする。これは丁度この三月価格を決定することになっておりますが、三月は国会の開催中でありまして、国会において最終の価格を決定するということにすべきであらうと思ふのであります。これを對して御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(青柳龍郎君) 初めに審議会の構成でございますが、これは先ほどにもお話ししましたように、こういう重要な事項につきまして公正な意見が吐露されるような機構を考へておるわけでございまして、一応條文には關係行政庁の職員並びに學識経験者として、こう書いておりますが、我々の考へておりますことは、この學識経験者の内容でございますが、これは利害關係者を中心にしたしまして、更に中正な考へを持たれます學者なども中に入れます、そうして構成をして参りたいと考へておるのでございします。而も、一面又この利害關係者の業界の中で国会議員にも關係してお

でになるかたもございしますので、成るべくそういう人たちが入つて頂きます、公正な意見を出すことが出来るようにして参りたい、こう考へております。そうして一面今の国会で価格をきめたらどうかという御質問でございますが、これはやはりその価格の決定の方法、これは国会できめて頂きます、この部面は審議会の運営の部面でございますので、これはやはり政府並びに政府の独断に陥らないように、この審議会を利用してそうして運営が円滑に行くようにして行つたほうがいいのじやないかという考へ方から、こういう工合に考へた次第でございます。

○小林孝平君 ちよつとも一つ、まあ国会で決定の方法をおきめになつて、先ほど申上げておる通りに、三條の規定では非常に漠然としたもので少しも決定の方法を法律で定めてないのではありません、私はこの審議会の委員に国会議員を入れるというやうなことはなく、審議会は審議会として研究をし、その最終的決定は国会においてやると、こういうやり方にすべきであらうと思つておるのであります。まあそれはそれといたしまして、今のこの審議会の問題に關連いたしまして、この審議会令というやうなものが出るのでありますから、その内容を要綱でもいいたしたいと思います。

○政府委員(青柳龍郎君) いずれ御要望に副いますとお願ひいたします。

○山崎恒君 第一條の「蕨及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。」というやうなことが書いて

あるのですが、政府は第二條のこの「最高価格でその保有する生糸を売り渡し、或いは最低価格で生糸を買い入れる。」この操作のみによつて第一條の蕨及び生糸の価格の異常な変動を防止することが出来るという確信があるかどうか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(青柳龍郎君) 逐條説明の際にもお話し上げましたのですが、お手許に配つてあります蕨糸価格安定法案資料第三編価格調節に關する立法例というのでございしますが、これの十三頁を御覽になると大體おわかりになります。この下から二行目を御覽になります。これで大體そのときの生糸の總生産數量に對しまして買上げの上、棚上げいたしました數量のこの比率を出してございします。大體少いところは〇・三カ月分ぐらい買ひまして一応その目的を達しておるわけでありまして、多いときは二カ月を大體買つてその目的を達しておるわけでございます。この時分は御承知のやうに、生糸の需給の状況を見ますと、従つて生糸の生産額は最高に達しておる時期でございまして、その時代におきましての生糸の競争激化であります。人が破竹の勢いで伸びて参つたのであります。人絹との非常に抗争が甚だしき時分でございます。併しそれに即応して生産製品も困難であり、桑は永年作物であるが故に、その需要にマッチした供給力を添えるということがなかなか困難であるという時期で、なお且つこの程度で大體糸価の安定ができ、従つて蕨の価格の安定ができたわけでございます。従ひまして、我々と

いたしましては、現在の情勢で見ますと、これは今の需給の情勢でございしますが、糸統計月報、これを御覽になりますと、現在の需給の情勢がよくおわかりになると思ふのでございします。糸統計月報の二頁を御覽になりますと大體おわかりになると思ふのでございしますが、戦後におきまして、日本の生産數量がこういうやうに順次増加して参つておるのでございします。併し一方、引渡高という面を御覽になりますと、輸出及び国内の消費の需要は、こういうやうな変化をして参つておるのでございまして、その結果はどうなつたかと申しますと、期末在庫の合計欄を御覽になりますと、よくおわかりになるのであります。一九四七年には十三万三千俵、約一カ年間の生産數量さえも消費になつておりましたのが順次その滞貨が減りまして、現在一九五〇年の十二月末には六千七百七十五俵になり、現在の九月末の數字ではそんならどうかという四千九百俵と、五千俵足らずの需給の情勢になつておるのでございします。従ひまして戦後におきます需給の情勢はどうかと、こう申しますと、需要と供給を大ざつぱに見ますれば、供給はなかく、需要に副わない、年々二十万俵も消費する能力があるにもかからず、生産が十五万俵しかないというやうな情勢でございまして、むしろ在庫の面から見ますと、非常に減つておる、需要が窮乏しておるというやうな状況にならうかと思ふのでございします。従ひまして生糸の売買操作をやりますれば、蕨の価格の安定ということとは十分可能だと我々は考へておる次第でございします。

○山崎恒君 只今需給關係によつての御説明であります、成るほど予算の範圍内の三十億を以てして、現在の生産状況から考へますれば、数字的にはそういう結果になると思ひますが、これはまあ生糸の安定には直接考へられませんが、然らば蕨の異常な変動という面につきましては、この生糸を上げる、或いは売渡したのみによつて蕨、蕨の価格というものが直接關連的には操作できるかどうかというところが、ここがまあ疑問であつて、そこで先ほど小林さんからも最初質問されましたが、十條の問題であります、この十條の問題で、單に価格の必要な措置によつてできるというやうな説明ではあります、私は生糸はそれでも三十億の範圍内では或いはできるかも知れないと思ひますが、蕨の価格の操作というものは直ちにそれによつてできると思へない。かやうに思ふのですが、これは、先ほど或いは乾繭保管等の問題も出ましたが、然らば政府は乾繭保管等に対して融資の方法を考へておるのかどうか、考へておればどういふ特別の融資の方法を講想されておるか、そういう問題がここにやはり關連的にはつきり説明がないというところを得てきない、かやうに思ふのですが、これはむしろ先ほど小林委員から話されました蕨の買取りであつて、糸価安定法というやうな單行法のはうがむしろ私は納得行つて、蕨糸安定法というものを別に一つ作つたほうがいい、こう思ふのですが、その變を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

【委員長退席、理事片柳眞吉君委員長席に着く】

○政府委員(青柳龍郎君) 生糸の価格の安定をやりますれば我々もいたしましては、現在のところ繭の安定も可能だという面は、一応生糸を三十億円で買上げれば生糸の価格は安定できるという面は、今の需給の情勢から見ればおわかりになるかと思ひます。それから一方そんなら生糸の価格と繭の価格の面はどうかという面のお話を申し上げますという、御承知のように現在の製糸設備を申しますと、繭の生産量に比較いたしますれば生糸がの通り需給の情勢が逼迫しておるにもかかわらず三割も余分に製糸設備が現在用意されておる状態でございます。従いまして繭と生糸との面の価格を考え見ますれば、その生糸を買われれば繭の価格から見ますれば繭が割合に割高に買われておるといふ点が現在世間から言われておるといふ状態でございます。これはやはり製糸家といたしましてのいわゆる需要と繭の数量との間に或る程度のアンバランスがあるのではないかと、こう思われるのでございます。従いまして現在この法律に基いての乾繭保管に対する融通方法というふうなものはまだ第十條に基いてのものと考えておりません。おりません、普通の事態におきます繭の売買につきましては、我々もいたしまして、養蚕家が乾繭保管をしたいという場合につきましての資金の融通方法は現在おきておるのでございます。その方法は農林系統の金融機関を通じて、中金及び信連を通じて末端の養蚕農業者が乾繭保管をするという場合の資金の融通方法は決定しておるのでございます。それは大体の構想として、組合製糸を行う場合に

おきます率と大体同じ率で乾繭をおやりになる場合に、その農協に対して乾繭保管の融資の方法は講じておるはずでございます。然るにもかかわらず、なかなか現在乾繭倉庫というものは相当多いにもかかわらず御利用になつていないという面は、やはり今申しました生糸の需給関係並びにそれに伴う乾繭倉庫があつて、而もそれに対しての資金の融通の手段を我々は講じておるにもかかわらず利用されない大きな原因ではないかと、こう思ひます。

○山崎恒君 この問題は十條にかかつて来るのですが、そういうことになりましますと、只今の十條の直接繭の操作に対する点は考えていないという御答弁ですが、これは幹繭倉庫の利便というものは、政府自体が生糸の操作といふものはもう三十億の以内においてできるのですから、直接関連して局長の御説明では、生糸の買入、又は売渡をするれば操作をする繭が必ず上るという確信を持たれておるのですが、そこで次の例を見たいという、従来とられております糸価安定法というふうなものがあるたのでありますが、養蚕家といふものは従来例としてやられておるといふのが従来例であります。これはもう製糸業者のほうがいづれ多く乗切つておるといふような状況でありますので、そこで十條に対するところの裏付の方法をみつかり考えないという、これは養蚕農家といふものは、單にこの法律は繭といふものはつけたりに過ぎないといふことになつてしまふので、そこでそれに対する政令等によつて乾繭倉庫を必ず利用をし、そうして政府は糸価安定法とタ

イ・アップして繭の価格の操作もするのだと、而も特別融資といふものを、これだけするといふようなはつきりしたものがないければこれはならんと思ふ。その考えを一つもう少しお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(青柳龍郎君) 先ほどお話ししましたように、現在のところそういう事態は起きないものという考えまして、この十條に基いていける措置として、この考え方はまだやつておりません。併し一般の養蚕家が繭の合理的な処理をやりますために乾繭で取引をしたいという面につきましては、山崎さんも御承知のように統制会社が整理されます際に元の持主であります養蚕業者に対して乾繭倉庫をお渡ししておるわけでございます。而もその補修、並びに又新たに養蚕家といたしまして繭を乾繭にしたいという部分がありまします。繭を乾繭にしたい、新設に對しましては我々もいたしまして、この固定資本に要します資金の融通、これにつきましては最近できました農林漁業資金融通法に基きまして長期の低利の資金を御用立するといふような考え方を對処して参りたい、こう思つております。これは固定資本の部分でございまして、又流動資金につきましても先ほどお話ししましたような資金計画は十分立てまして繭の取引前に金融機関を通じて末端の農協にその趣旨の徹底を図るようになつて参りたい、こう思つております。

(理事片柳眞吉君退席、委員長着席)

○山崎恒君 だん／＼わかつて来ましたが、結局問題は私は養蚕局が糸のほうの操作はまあこれでできるんだと、

ところが養蚕農家自体が糸の操作によつてのみ繭の価格の安定といふものができるといふことがやはり不安な面です。そういうような觀念からやはり養蚕局が繭の安定のために例へば乾繭倉庫を利用するものに対してはこれだけの資金を融通するんだと、或いは一時前渡金を出すんだというふうなことを、はつきりした点をやはり発表するような措置がないといふと、養蚕農家といふものは私は非常に心配されるだらう、こう思ふんです。十條のこの問題を裏付ける方法で確乎たるこののやはり方針を作つて頂きたい、かように思ふんです。

○飯島達次郎君 時間も大部経過いたしましたので私は詳しい質問は次回に譲ることにいたしますが、私は繭の生産者という立場においてこの問題について小林委員と同様養蚕の質問を留保したいと思ひます。ただ私の県が屈指の繭の生産県であるといふこと、それから局長も御承知の先般の全国農民大会その他繭の生産をめぐる諸団体等からこの法案については繭の生産者の犠牲において製糸業の安定を図るといふのは一つ修正なり、或いは反対せよと、こういう強い刺激が頻々と来ておりますので、只今までの法案なり説明では私どもは納得できませんから、重要な問題については後の機会に質問を改めていたしたいと思ひますが、以上一つ予告を申し上げておきます。

も、先ほどの小林さんの御質問のこの審議会の問題ですね、この十五條、十四條を見ますと、繭及び生糸の価格の安定に関する重要事項を審議する、こうなつてゐるんですね、繭及び生糸の価格なんですか。ところが十四條のほうの審議会の委員が関係行政の職員及び養蚕業、こうなつてゐるんですね、それで繭の関係者といふものがばばばゐるんじゃないかといふような気がするんですが、先ほどの局長の御説明にも何といひますか、養蚕業に關係のある人といふことで以て利害關係のある人で御説明になつてゐるんですが、繭の生産者の立場がちつともここに入つていないように思ふのです。……これは先ほどの小林さんの質問の延長なんですか。

○政府委員(青柳龍郎君) 実は養蚕業と書きまして、我々のほうの事業の関連者のいわゆる通念といたしまして養蚕、生糸、勿論養蚕はもう大株主といふような場合に、この字で十分現わされてゐるわけですから、養蚕といふのは代表しておるといふような形でお考えを願ひたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それでは暫らく休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(羽生三七君) それでは午前中に引続きまして委員会を再開いたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午後一時四十九分速記中止

午後二時三十七分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

○片柳眞吉君 ちよつとその説明は理解したいのですが、いろ／＼なファクターを総合して最低価格がきまるわけでありまして、総合した結果、そういうことになると思いますが、これはまあなんでもありますが、字句の解釈としては、やはり「農産物の生産費」と、こつて切つておる以上は、この中に一定割合といふものを入れると……、少くとも旧法との対照においては、やはり生産費は一〇〇％見る、勿論ほかの農業と兼業しておるから、その負担割合は当然出て来ますが、こゝはやはり生産費一〇〇％見ることは、私には正しいと思ふのですが、如何でしょうか。

○政府委員(青柳龍郎君) 法律の表現法としては前と同じようでございますが、現在考へておることは、この農産物の生産費と生糸の加工費、これを寄せましたいわけの生糸のコストと申しますか、これのまあ一定割合といふようなものを現在考へておる次第でございます。

○片柳眞吉君 ちよつとまあその点はおかしいのですが、まああとで更に或いは再質問いたすかも知れませんが、それからもう一つ、第三條で標準生糸の最高価格、最低価格をきめる場合に、今度の法案では「生糸の価格」という字句が……、生糸の価格をきめる場合に「生糸」という、これはどういふふうに理解したらいいのでしょうか。

○政府委員(青柳龍郎君) これは午前中にもお話いたしましたように、いわゆる物価参酌値を出します場合に、生糸の価格とそれからほかの内外の主要繊維の価格の相関関係を調べて、そこで生糸の価格といふものを入れたわけでございます。

○片柳眞吉君 これは又あとで意見として申し上げたいと思ふます。それから物価参酌値といつて、主要食糧の米等については一般物価と相当密接して考へるといふ思想はいいと思ふのですが、輸出品であり、又国内的には概して奢侈品のようなこゝういふ生糸といふことは、やや適切でないと思ふのですが、それはそれといたしまして、米とか麦とかその他の農産物価格との関係、或る程度これを一般の物価参酌値に入れるよりも、そういう時に競合関係のある麦の価格等と相当見合う必要があると思ふますが、これはやはり物価参酌値といふ大きな枠に入つてしまふのであります。

○政府委員(青柳龍郎君) ほかの農産物の間の関連は、今回のこの価格決定の方法の中には考へておりません。ただまあ強いて考へますれば、この最低価格の場合に、農産物の生産費及び生糸の加工費といふようなもののコストを考へます場合に現れて来るのではなかつたかと思ふます。それから大きく言いますれば、物価といふようなものを考へますので、その面に入つて来るのではないかと、こゝも考へておる。

○片柳眞吉君 それからその次に、先ほど白波瀬委員から非常に適切なお話がありましたが、第二條で、最低価格で政府が生糸を買入れるわけでありすが、併しこの法案がスタートする

ときには手持の生糸はないわけでありまして、又昨今の需給関係から見て行けば、むしろ生糸の価格が上るといふ方向のほうに強いと思ふのでありますが、そなたで来る、先ほど白波瀬委員が言われたようにどん／＼上つて、而も政府は何ら現物を持つておらないといふことで、経過的に見ても將來生糸を政府が握り得る、或いは最高価格と言ひますか、シーリング・ブライスを或る程度設定しないといふことは政府が或る程度の生糸を持つておつても、或いは補正的手段としてシーリング・ブライスを設定するといふ必要があるとも考へるものであります。少くとも政府が相当量の生糸を現実に出すか、これをチェックしないと輸出も振興せんし、收拾がつかないことになると思ふのでありますが、それは物価統制令で三月まではできるというのですが、三月に失効することが明瞭なこの時期に、そういう規定を置かなくてよろしいのかどうか、私も頗る同様の疑問を持つておるわけでありまして、これはもう御答弁は要りません。あとで我々も考へます。そこでその次に、政府は最低価格で買つて最高価格で売るわけでありまして、その値幅はまたきまつておりませんが、併し少くとも二割程度の幅はできるわけであると思ひます。そうすると最低で買つて最高で売るわけでありまして、その間、相当の利益が生れて来ることは予想されるわけでありまして、勿論或る程度のコストはかかると思ひますが、過去例から推して、米等と違ひまして相当の利益を現に上げておるわけ

であります。この利益金がどうなるかということについては特別会計法案に規定があるわけでありまして、これは積立をする。積立をするのは非常にいいと思ひますが、ところが第八條第三項で、折角できた積立金を政府が必

要があると認めたときはこれを一般会計に繰入れるといふことになつておる。これは隣席の岡村委員等は、供出価格で政府が買つて、競争入札で高く売つた場合はこれを農家に還してくれといふことを政府に言つておられますが、私も差益が出れば、これを一般会計に繰入れるといふことはどうもおかしい、少くともこれは積立金として管理しておいて、この差益を蚕糸業のためにこれを使うといふことのほうがいい、安い価格で買つて、儲けた分を又一般会計に返すといふことではならんと思ひますが、その辺はどんなふうでありますか。

○政府委員(青柳龍郎君) 実は特別会計法の規定でございまして、これは普通の書き方で、こゝういふような形になつておるわけでありまして、それで勿論利益がありまして、先ずこの会計を充実する意味で積立に入れることは当然でございまして、なお又政府の必要がある場合は一般会計に繰入れるといふ形になつておりますが、我々といひましては、片柳委員のおつしやいますように過去の例がございまして、非常にこゝういふ工合になるということ、希望はするのだから、何分にも政府全体の財政関係からきまるところと思ひますので、そのときになつてから善処して参りたい、こゝ考へております。

○片柳眞吉君 それから第九條の関係

で、これ又先ほど他の委員からも御発言があつた点でございまして、この法案が輸出の増進が大眼目になつておりますが、單に政府が最高価格で売る場合に條件をつけることだけで、果して輸出の増進といふ目的が達成されるかどうか。国内でも相当私は現在でも売れるといふ情勢もあるのではないかと、思ひますが、国内消費を或る程度調整するといふようなお考えは全然ないのではありませんか。

○政府委員(青柳龍郎君) 我々もいたしましては現在のところ配給までも規制しようといふようなことは考へておりません。

○磯口三郎君 只今議題になつております法案の名称とその目的についてお伺ひいたします。名称は「蚕糸価格安定法案」となつております。その目的は第一條で、「この法律は、生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。」といふことになつておるのだから、十月の十七日の公報で、農林省は臨時国会に提出を予想される法律案の中に「蚕糸安定法案」を予定しておるのだといふことを発表しておるのでございまして、その要綱案によりますと、蚕糸安定法案の目的は、生糸の異常な変動を防止することによつて、生糸の輸出増進と蚕糸業の経営安定を図り、蚕糸業の健全な発達に寄與することを目的とするといふことになつておるのでございまして、蚕糸安定法案と、只今議題になつております「繭糸価格安定法案」とは、その目的が非常に異なつて、構想においては根本的に違つておるのだから、只今議題になつていま

で、これ又先ほど他の委員からも御発言があつた点でございまして、この法案が輸出の増進が大眼目になつておりますが、單に政府が最高価格で売る場合に條件をつけることだけで、果して輸出の増進といふ目的が達成されるかどうか。国内でも相当私は現在でも売れるといふ情勢もあるのではないかと、思ひますが、国内消費を或る程度調整するといふようなお考えは全然ないのではありませんか。

で、これ又先ほど他の委員からも御発言があつた点でございまして、この法案が輸出の増進が大眼目になつておりますが、單に政府が最高価格で売る場合に條件をつけることだけで、果して輸出の増進といふ目的が達成されるかどうか。国内でも相当私は現在でも売れるといふ情勢もあるのではないかと、思ひますが、国内消費を或る程度調整するといふようなお考えは全然ないのではありませんか。

○政府委員(青柳龍郎君) 我々もいたしましては現在のところ配給までも規制しようといふようなことは考へておりません。

○磯口三郎君 只今議題になつております法案の名称とその目的についてお伺ひいたします。名称は「蚕糸価格安定法案」となつております。その目的は第一條で、「この法律は、生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。」といふことになつておるのだから、十月の十七日の公報で、農林省は臨時国会に提出を予想される法律案の中に「蚕糸安定法案」を予定しておるのだといふことを発表しておるのでございまして、その要綱案によりますと、蚕糸安定法案の目的は、生糸の異常な変動を防止することによつて、生糸の輸出増進と蚕糸業の経営安定を図り、蚕糸業の健全な発達に寄與することを目的とするといふことになつておるのでございまして、蚕糸安定法案と、只今議題になつております「繭糸価格安定法案」とは、その目的が非常に異なつて、構想においては根本的に違つておるのだから、只今議題になつていま

で、これ又先ほど他の委員からも御発言があつた点でございまして、この法案が輸出の増進が大眼目になつておりますが、單に政府が最高価格で売る場合に條件をつけることだけで、果して輸出の増進といふ目的が達成されるかどうか。国内でも相当私は現在でも売れるといふ情勢もあるのではないかと、思ひますが、国内消費を或る程度調整するといふようなお考えは全然ないのではありませんか。



す。

○政府委員（青柳隆昭君） この貯蔵の問題でございますが、これは政府みずからがやつて参りたい、特別会計でみずからやつて参りたい、こう考えております。勿論この貯蔵に当りましても、現在横浜、神戸に設備等の十分な倉庫がございますので、それに寄託いたしましてやつて参りたい、かように考えております。それから加工の部分でございますが、これは新規用途というよりなことを大体想定して、加工というよりな工合に考えておるのでございますが、これはそのときの事態になりましたら、政府はやはり委託しまして、新規用途の加工をして参りたい、こう考えております。

○溝口三郎君 生糸の貯蔵は直営でやられるという御説明でございますが、売渡し、買入れ等も直営でおやりになるのでございますか。又それを若しおやりになるならば、この責任者としての官吏の数も相当に私は必要じゃないかと思うのでございますが、そういうものの官吏の、公務員の定員や何かの増加措置はとっておられるのですか。

○政府委員（青柳隆昭君） これは今年度の補正予算には、この特別会計に基きます増員は要求しておりません。が、来年度の予算からこれに基きます定員は増加して行こうと考えております。それで我々はこの買入れ、売渡しをして参りますものの、午前中に御説明申し上げましたように、大体横浜、神戸のこの二つの市場で行いますれば、十分この目的が達せられますのでは、非常に人数も少くて済むのではな

いか、こう考えております。而も横濱、神戸には販賣業者なりという売買関係、それに伴う保管関係、そういうようなものの整備したものもありますので、我々としては、この会計を動かすために現在考えております定員は、二十四、五名くらいを目途にして現在考えております。

○溝口三郎君 本年度内に三十億の予算で約二万俵の生糸を買入れるという予定になつて、二万俵という生糸の数量は相当なものだと思ふのですが、こういうものを検収して、そうして引渡しを済ますのだというようなことは、二十五人の定員を増加するのは、これは本省における事務の人ぐらゐのものだと思ひます。私の特に關心を持つておりますのは、現在の物品会計と言ひますか、そういうものについては、これは会計法でもはつきりしたものが実はないので、買入、運搬、貯蔵、加工というようなものを、すべて作業業務の請負を、大体運送や倉庫業者とか、政府がやつておるのが、今まで人がないものだから、そういうものを皆代行して契約をやつておる。併しそれが非常に不正な事項が起つたり、国費の濫費になつたりするといふ事情がたくさん出ておるのでございませう。御承知の木炭特別会計でも、これは日通等に運搬から貯蔵、供給というようにものを一つに代行しておる、そうして何十億という赤字が出て来た、政府には人がないから、皆そういうものに任しておる。農林大臣が直接の職権の一部をそういうものに代行させるといふ制度が、これが今の物品会計や一番痛になつておる元だと思ひます。私は特に何十人でも、何百人でも、これが必要があ

るならば、定員を増加して、本當に物品を納入した場合には、農林省の管理の責任者として、どれだけの数量がきちんとして倉庫に保管されておるのだといふことをはつきりするような制度を、新しい法律が若しできるならば、立派な物品会計制度といふものを立つて頂きたい。そうでないといふと、空の検収なんといふことをせずに、ただ千俵入つたとか二千俵入つたとかといふような書類で、金の引渡しなどができている例が非常に多いのでございませう。そういう意味では是非とも直営でやるのだ、直営に必要な定員は、これは確保してやらうのだといふことをはつきり一つやつて頂きたいと思つてゐるのでございませう。併しそれについては現在行政整理だなんといふことで、現在の定員さえも減らされてゐるのだ。二十六年度の補正では一人も増員を要求もしてないのだから、誰が一体二万俵なんという大量のものを、一つずつ検収するといふようなことをどなたがおやりになるつもりでゐるのでしょうか。恐らく私はそういうことは実行不可能だろうと思ふ。皆業者の代行なんといふことに任してしまふのじやないかと考へるものでございませうが、不安に考へてゐるのでございませう。そういうものについてははつきりといふ処置をとるようには頂きたいと思ひます。

○政府委員(青柳龍郎君) 生糸のはうはほかの商品と違ひまして、とにかく横濱、神戸におきまします倉庫も先ほどお話ししましたように、非常に経済的にも又設備的にも充実したものがございませう。而もその商品自体の検収に当りましてはほかの商品と違ひまして、国立の生糸の検査所におきまして検査をやつており、而もそれは封印されて、はつきり商品としては中身を見なぐとも十分できるわけでありませう。従つて検収などにもそれほど人も要らないといふような工合に考へられます。而もこういう事態はいわゆる最悪の事態でございませう。常時起き得る事態ではございませう。我々もいたしまして、この国家財政から考へまして、でき得る限り少数人間で現在の取引事情にマッチして、国有財産を管理して行くといふ面から見れば、今の二十五名ぐらゐで十分やつて行けるのではないかと、工合に考へております。

○江田三郎君 いろいろこの質問と答弁を聞いておりますといふと、この法案では価値なり糸価の安定が図り得ないといふ質問に対して図り得るのだといふことで、而も問題になる点の具体的なこととは、これは必要な措置をとるというだけで、具体的には一向お示しがないので、何か聞いておりますが、安全保障條約の行政協定みたいなような気がいたすのであります。(笑)それは別問題にしまして、先ほどの溝口さんの糸価安定特別会計法という名前について質問がございましたが、これはまあ何かの間違ひで繭という字が落ちておると、こういうことですか。でも、やはり間違ひじやないと思ふので、これで行きますと、大体生糸の買入れなり売渡しをするだけで、やはり繭のほうは何もやつておらんわけですから、何かそういうこの特別会計のほうとこちらとを見比べますと、慌てて繭の字を加えただけで、本来の目標は糸価にあつたのじやないかという

気がするわけですね。そういう点があつたからこそ全国のいろいろな養蚕農家のほうからこれに対する午前中の飯島委員の御意見のようなことが言われるわけなんです。そこで私はもう少し繭の、繭の価格の安定の問題についてお伺いしたいのですが、先ほど片桐委員の質問に對しまして生糸の加工費と繭の生産費の一定割合を補償するのだと、こういうまあお答えがあつたわけですね。併しそういうような両方の一定割合を元にして、仮に価格をきめまして、自分の加工費をみず、赤字が出るというところを、一定割合しか補償されないといふことを算盤において買入があるかどうか。私は恐らく製糸家としては、自分の加工費は全部ペイできなければ、或いはそれに近いものでなければ買入んといふのがこれは常識ではなからうかと思ふのでございませう。そうなるといふと、価格をきめる場合に、最高、最低の価格をきめる場合には、一定割合で補償されておつても結局はその犠牲といふものは、繭の生産農家のほうへばかり片寄つて来はしないかと思ふのですが、そういう点はどうお考へになりますか。

○政府委員(青柳龍郎君) これは最低価格でございませうので、その場合におきまして、その後におきまします生糸の価格の上げ下げがどうなるかといふような問題で必ずしもしわ寄せであるとは思つていないのでございませう。現在におきまして、繭の売買の際を見ますといふと、先ほどもお答え申上げましたように、その繭の売買をやりましますその当時の糸価から見ますといふと、割合に繭のほうが高く買われて

おるといふようなことが世間から言われております。それはどうかと言ひますと、買入した繭からできます糸の今後の情勢によりまして非常に違つて来るのではないかと、いふような気がいたすのでございませう。それからいまいつ、製糸家といひまして、一応加工費といふものが出ます。出ますが、併し最低値段になりまして、とにかく蚕糸業全体が難澁しておる際に、その加工費の内容を調べて見ますれば、必ずしも製糸家のほうでは今現金を出さなければならぬといふ部分だけからこの加工費が成立つておる面は、今おつしやい糸家のほうでもその面は、今おつしやいしましたようなことにはならないと思ふのでございませう。或る程度製糸家もその情勢において負担するやうなことを考へられると思ふのでございませう。

○江田三郎君 製糸家としては、現現金を全部にかけるのではないからして必ずしもそうならぬと言はれるが、そうするといふと製糸家の経営といふものは非常に不安定なことになるわけですね、さうなことで一体製糸家といふものは、将来の投機的な計算だけで経営して安定し得るかどうか、私非常に疑問だと思ふのですが、その点はともかくとしまして、今、この今までの比較的繭の場合には、よ過ぎるほどいい値で買われておるのだ、比較的割合から言ふといふ値で買われておるのだといふことであるが、ここに出ておるやうところの「繭及び生糸の価格及び生産費に関する資料」の中の、この価格といふものは、これは蚕糸局でお調べになつたものでしょうが、一貫目二十五年で千六十七円といふ、この相場でいいわけですか。十五頁にあります。

ん。そういうことについて例えはいろいろことで若干お話がありましたけれども、そういうことをもう少し次の委員会までに、一体政府が考えている具体的な措置としては、こういう場合にはこういう方法があるんだということを、はつきりとお示し願いたい。或いはそれによりまして、片一方のこの糸価安定特別会計法というものと、繭糸価のほうに変えなければならぬということも出て来るわけでありまして、少くとも今までのままだったら繭の字がないほうが本当ですけれども、私は内容的にも繭の字を入れなければいかんと思うのです。

○岡村文四郎君 各委員からいろいろ尋ねがありまして、お答えがありました。が、どうしてもこの法律は繭よりも糸に重きを置いておると見ざるを得ないような法律であります。そこでこういうことができるかと思うのであります。が、最低価格に買つて最高価格に売ります。言いようにおいては、どつちも同じです。法律には、注文に応じて最低価格に売り、予算の範囲内においては最低価格に買うと書いてある。これは商取引において絶対有利な条件なんであり、最低価格に買つて最高価格に売ることとは取引として最もうまく行かないのであります。第三條にそれが書いてありますが、こんなことでは最低価格に買つて最高価格に売ることとは不可能だと思ふ。恐らく法律になくても、一般通念として売買するものを最低価格に買つて最高価格に売るといふことは非常に面倒だと思ふが、どうしておやりになるか、一応お聞きしたい。

○政府委員(青柳種郎君) 我々といいた

しましては、こういうような工合に考  
えました。大きなポイントは今午前中  
もお話申し上げましたように、過去何回  
にも直りまして、政府なり或いは民間  
なりで生糸の価格なり、或いは繭の価  
格なりというようなもの安定を期し  
ますために、いろいろの方策が講ぜ  
られておつたわけでございます。併し  
そのうち最も成功をいたしまして妥協  
と思われるのがこういうような方法で  
はないかと私たちは現在のところ考え  
ておるのでございまして、而もこれは  
過去において成績を挙げておる方法で  
ございまして、或いは蚕糸に限つ  
て特殊の例かも知れませんが、こうい  
う方法を採用するというふうに決定し  
たわけであります。

○岡村文四郎君 これ最低である、  
これが最高であるというその境なん  
です。どこを見てこれが……。実は私は  
生糸をやつておりませんが、輸出を何  
年もやつておつたものでよくわかつて  
おりますが、外国では生糸だとか、或  
いは日本のその他の物産の毎日のよう  
に相場の変動するのを非常に嫌つてお  
ります。なんとかそうしないで安定す  
ることはできないか、どうも日本の相  
場は毎日のように変つて非常に困る。  
向うではそんなに相場は毎日余り変つ  
ておらん、非常に買ひの困るから、  
一応そうしないで、毎日のように相場  
を変えないで報告をしてくれることが  
できないかというのを今でも言つて  
来ておりますが、生糸もそうだと思  
います。そこで糸師の安定ということ  
は、損もしない、得もしない、まあ喜  
んで買ひ得る、喜んで売ひ得る相場を  
きめることが僕は安定の相場と言ひ得  
ると思う。ところがこの法律には最低

に買つて、最高に売ると書いてあるのだ  
から、これはどうしても私にはわから  
ない。そこでどうなるかと、損は絶対に  
しないので売る、最低に買つて最高に売  
る、損は絶対にしないという原則で行  
かなければならぬと思うが、それはど  
うか。

○政府委員(青柳龍郎君) 過去にこう  
いう制度をやりました場合に、大體利  
益を計上してあります。それでこの方  
法を計上しては、ただ最低価格に  
なれば政府はこれだけの金額を以て買  
うんだ、又最高価格になつた場合には  
こういふ措置を以てやるんだというこ  
とを世上一応公表しておきます。し  
ば、そのときの材料如何によりまし  
て、その範囲内において適当な価格の  
ところで調節されて来るのではないか  
と、こう思われます。それで白波瀬委  
員もお話になりましたように、最高価  
格とこう申しましたも、或いは最低価  
格とこう申しましたも、必ずしも我々  
としては実勢がどういふことである  
ものならばこれはやつて行かないので  
ございまして、従つて、最高価格の場  
合に実勢がどうしても上るというよう  
な場合におきましては、第五條でござ  
います。か、価格改定の措置もござい  
ますので、その方法でやりますれば、  
何も一般に迷惑をかけないで運用して  
行けるのではないかと、こう思つてお  
ります。

○岡村文四郎君 私の狙ひが一つある  
のでありまして、これは片柳委員もお  
尋ねになつておりましたが、これで見  
ますと、最低価格で買つて最高で売  
る、必ず利益が出る、出た利益金は  
一方の合計法で積立てる、こういうふ  
うになつておりますが、会計に繰入す

るが、損失が出た時分にはそれから減  
額をするという法律は書いてありますが、  
損にすると心配のない仕事をおやりにな  
つて、必ず利益金が出るのきまつて  
おると思ひます。片柳委員は難澁を引  
合はしてお話になつておりましたが、  
あれは売つて見ればわからん、結果に  
おいて売つた利益があれば生産者に戻  
す、と、こういうことを要求いたしてお  
つたのでありますが、これは恐らく結  
果を見なくても利益金が出ることは間  
違ひないと思ひます。そこで繭の生産  
者が、白波瀬さんからもお話がありま  
したが、繭の生産時期で売るときには  
いつでも安い繭を売つてしまつてから生  
糸の価格が高くなつて行く、こういう  
お話をされておりましたが、今江田委  
員は繭の価格が安く売れて、こういふ  
ことを言つておられましたが、確かに繭は  
生産されたときに即時売るとこれは当  
然安いと思ひます。そこで思ふように  
うまく売ればそれでいいのでありま  
すが、生糸から逆算をして繭の生産費  
の足りないような時期にはこの利益金  
はバック・ペイのように戻す方法も講  
じてやつてやれんことはないのじやな  
いか。これを、利益金は国の特別会計に  
繰入れて、そして若し損があれば減額  
をする、と、こういうふうに書いてあり  
ますが、誠にそれはこの法律から言え  
ば健全な方法ではないかも知れませんが  
は、損をしないという建前である以上  
はそういう心配は要らんので、利益金  
は生産者に返す、こういうこともやつ  
てやれんわけではなないと思ふので  
すが、どうか一つお聞きしておきたい。

○政府委員(青柳龍郎君) 利益があり  
ました場合に養蚕家全部に対してそれ  
を返すというふうなことを考えますと、  
なか／＼技術的には困難ではないかと  
いうような工合に考えられるのでござ  
います。なにしろ少額な繭ならにと  
にかく、八十万戸の農家がすべてやつ  
ておるという面からいましては、技術  
的にはなか／＼困難ではないかという  
工合に考えられておるのでございま  
す。従来そういうような儲けのありま  
した際にどんなことが講ぜられてお  
るか、と、こう申しますと、最近の  
例から申しますと、養蚕家に対して  
て生産関係の施設に使つて参ります  
かというふうなことが最近例の業会  
の利益金の際にとられたわけでござ  
います。それから過去におきましては、現  
在横浜にございましてその例の倉庫なり  
或いは検査所というふうなものは、利  
益金を民間側で政府に寄附いたしま  
して、そしてできてゐるような経過が  
ございまして。又今の中野の試験場、あ  
れなども、やはりこういう関係で利益  
を得ました際に、必ずしも紐つきかど  
うかは存じませんが、とにかく建てら  
れておるというふうな従来例がござ  
います。我々蚕糸局のほうにいたしま  
しては、先ほども片柳さんの御質問の  
ように非常に希望したいことござい  
ます。併しこれは政府全体の財政の面  
から考えられることとございまして、  
で、私からの答弁としてはその程度し  
か現在お答えができないのでございま  
す。

○岡村文四郎君 利益金を戻すことは  
非常に面倒だろうと、こういう御心配  
で、今までもあつた利益金はいろ／＼  
施設に使つておると、こういうお話で  
あります。それは、成るほど繭か  
ら出た生糸、それを処理する場所に使

いますことは繭を還元したと同様に  
なるといふことも考えられますが、最初  
から利益金があれば還元するのだ、こ  
ういふことになつておりますと、買入  
の時分からその態勢で行つてみますか  
ら、何も面倒ではないと思ひます。す  
ぐ金額さえきまれば返せると思ひます  
が、併しながら僅かな金を返すわけに  
は参りませんから、それは相当の返す  
だけの金額にならんといかんと思ひま  
すから、これはできるなら……、局長  
をそう攻めてもわかりませんが、そ  
うすることが適当と思ひます。それから  
先ほど繭に対する資金の面のお話をさ  
しました、局長のほうからは繭の融資  
は中央金庫をしてやらしめておると、  
こういうお話がありました。が、やつて  
はおりますが、これは中央金庫の自己  
資金でやつておられて、銀行と中央  
金庫と両方やつておられて、殊に  
長野県のような非常に組合製糸の盛ん  
なところでも非常に困つて、金庫  
の持ち込んで金庫から自己資金を持  
つて行つておられますが、繭の金の要  
ります時期は、中央金庫として一般農家  
の資金の非常に多く要る時期に向つて  
おります。これが今より以上に繭に対  
する資金が要ることになりますと、政  
府が何かの方法で預託をしてやらなけ  
ればいかんと思ひます。そこで今まで  
通りのお考えで、中央金庫がやつてお  
るというお考えでおられたのでは非常  
に困りますので、是非今後繭の資金を  
融通いたしますために、金庫に政府の  
預託をしてもらうことをお願い申し上げ  
ておきます。それから施設の方面で農  
林漁業特別融資の金で乾繭倉庫なり、  
その他の施設ができるというお話をさ

を返すというふうなことを考えますと、  
なか／＼技術的には困難ではないかと  
いうような工合に考えられるのでござ  
います。なにしろ少額な繭ならにと  
にかく、八十万戸の農家がすべてやつ  
ておるという面からいましては、技術  
的にはなか／＼困難ではないかという  
工合に考えられておるのでございま  
す。従来そういうような儲けのありま  
した際にどんなことが講ぜられてお  
るか、と、こう申しますと、最近の  
例から申しますと、養蚕家に対して  
て生産関係の施設に使つて参ります  
かというふうなことが最近例の業会  
の利益金の際にとられたわけでござ  
います。それから過去におきましては、現  
在横浜にございましてその例の倉庫なり  
或いは検査所というふうなものは、利  
益金を民間側で政府に寄附いたしま  
して、そしてできてゐるような経過が  
ございまして。又今の中野の試験場、あ  
れなども、やはりこういう関係で利益  
を得ました際に、必ずしも紐つきかど  
うかは存じませんが、とにかく建てら  
れておるというふうな従来例がござ  
います。我々蚕糸局のほうにいたしま  
しては、先ほども片柳さんの御質問の  
ように非常に希望したいことござい  
ます。併しこれは政府全体の財政の面  
から考えられることとございまして、  
で、私からの答弁としてはその程度し  
か現在お答えができないのでございま  
す。

○岡村文四郎君 利益金を戻すことは  
非常に面倒だろうと、こういう御心配  
で、今までもあつた利益金はいろ／＼  
施設に使つておると、こういうお話で  
あります。それは、成るほど繭か  
ら出た生糸、それを処理する場所に使

を返すというふうなことを考えますと、  
なか／＼技術的には困難ではないかと  
いうような工合に考えられるのでござ  
います。なにしろ少額な繭ならにと  
にかく、八十万戸の農家がすべてやつ  
ておるという面からいましては、技術  
的にはなか／＼困難ではないかという  
工合に考えられておるのでございま  
す。従来そういうような儲けのありま  
した際にどんなことが講ぜられてお  
るか、と、こう申しますと、最近の  
例から申しますと、養蚕家に対して  
て生産関係の施設に使つて参ります  
かというふうなことが最近例の業会  
の利益金の際にとられたわけでござ  
います。それから過去におきましては、現  
在横浜にございましてその例の倉庫なり  
或いは検査所というふうなものは、利  
益金を民間側で政府に寄附いたしま  
して、そしてできてゐるような経過が  
ございまして。又今の中野の試験場、あ  
れなども、やはりこういう関係で利益  
を得ました際に、必ずしも紐つきかど  
うかは存じませんが、とにかく建てら  
れておるというふうな従来例がござ  
います。我々蚕糸局のほうにいたしま  
しては、先ほども片柳さんの御質問の  
ように非常に希望したいことござい  
ます。併しこれは政府全体の財政の面  
から考えられることとございまして、  
で、私からの答弁としてはその程度し  
か現在お答えができないのでございま  
す。

れましたが、金額を殖やして年重なれば

思つております。○岡村文四郎君 金の話ばかりして誠に相済みませんが、日本養蚕業会に計上されておりました封鎖機関に指定されて以来の清算後の手持の生糸が、インフレで莫大にも高く売れたといふので相当の金があつたつもりであります。その金はさつぱり出ておりませんが、それはどうなつておるか、それを聞きたいと思つております。

○政府委員(青柳龍郎君) 岡村委員のおつしやいました通り相当の金額に達しております。その金額の内容を見ますと、価格差益金と申しますか、統制価格の変更に伴ひまして、当然差益金として政府に納めるべき部分と、それから本来の出資に属すべき金額と両方になつておるのでございまして、それで我々の考へていたしましては価格差益金の方の分は直ちに国税庁を通じて納めさせて行きますし、あとの残余財産につきましては、出資者の御希望によりまして、勿論これは出資者の自由意思でございまして、自由意思に基きまして得ればこの糸価安定特別会計の基金として指定寄附をして頂きたい、こういうような気持ちで

○政府委員(青柳龍郎君) その面につきましては、今年度はすでにこの乾繭倉庫につきましては四千万円ばかりを認めておるのでございます。現に借入額が来ておるのでございます。大体総額としては八千万円ぐらい、今申込が来ております。我々といはしましてはこの制度に附随いたしまして、とにかくもう一面から考へて行く必要もございまして、又養蚕面からも本當にそういう御希望があるならば極力刷いた

は来年度も枠をとつて参りたい、こう

でなしに、自由の意思に基いて政府に

○委員(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会いたします。午後三時四十八分散会

十一月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第八六八号)(第八六九号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第九一九号)

一、香川県仏生山町に國營競馬場設置の請願(第一〇三四号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一〇七二号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一〇八四号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一〇九七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一一〇九七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二四三三号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二四四号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二四七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二四八号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五五号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五七号)

一、米麦統制撤廃反対に関する請願(第一二五七号)



この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第九九四号 昭和二十六年十一月一日受理

災害復旧農業資金緊急融資に関する諸願

請願者 鹿兒島県串木野市長 橋口行彦

紹介議員 西郷吉之助君

本来の米作は、高温多湿による病虫害発生およびブルース台風によつてかつてない大被害を受け、農民は悲嘆にくれているから、緊急救済策として、(一)農業共済金の早急支出、(二)農業手形の長期借替、(三)肥料購入資金の貸付、(四)農業施設の復旧費の貸付策をすみやかに実現せられたいとの諸願。

第九一九号 昭和二十六年十一月二日受理

農業政策確立に関する諸願

請願者 神奈川県横浜市中区日本大通一ノ一農業委員 神奈川県協議会内 富田泰

紹介議員 石村 幸作君

農民生活の安定と農業生産の増進を図るため、農業総合計画を樹立し、これを推進すること、土地条件の整備に必要なる予算を計上すること、生産資材の需給調整を図ること等農林政策の確立について万全の措置を講ぜられたいとの諸願。

第九二〇号 昭和二十六年十一月二日受理

岡山県三谷村地内国有林拂下げに関する諸願

請願者 岡山県小田郡三谷村長 山部義夫

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県三谷村は、高梁川の支流小田川の流域に沿つて位置する戸数約六百の農村であるが、村内農民の約半数は山林を所有していないため、自家用材、薪炭、たい肥等に事欠き、副業であるたばこの乾燥にも支障をきたしている。しかるに村内には約百十三町歩の国有林があり、これを合理的に運営すれば、本村発展に多大の効果をもたらすから、右国有林を本村に拂下げられたいとの諸願。

第九二二号 昭和二十六年十一月二日受理

岡山県呉妹村地内国有林拂下げに関する諸願

請願者 岡山県吉備郡呉妹村 長 水川次郎八外三百九十名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県呉妹村は、米麦の生産を主とする純農村であるが、耕作面積は平均五反歩に足らず、産業方面の発達も期待できないため、村民はわずかな所得税や地方税さえ納められない実情であり、山林の所有は皆無の者と一反歩以下の者合せて二百戸もあり、山間に居住しながら薪炭に事欠く現状であるから、同村地内にある国有林八十三町歩余を本村に拂下げられたいとの諸願。

第九二二号 昭和二十六年十一月二日受理

牧野造成費全額国庫負担等に関する諸願

請願者 福島県庁農地課内東北六県国有牧野開放促進協議会内 草野保忠

紹介議員 石原幹市郎君

国有牧野の開放については、石標および木標の設置、所属換保留地の共同調査、立木調査等幾多の事業が残されているにもかかわらず、何等の予算措置が講ぜられておらず、單作地帯の牧野開放事業に重大な影響を與えているから、(一)目下樹立されつつある積雪寒冷單作地帯復興臨時措置法に基く農業復興計画の予算措置に對し三千二百萬円の牧野造成費を計上すること、(二)昭和二十四年七月三十一日附農地局長ならびに林野庁長官連名通達の一部訂正を実施すること等の措置を講ぜられたいとの諸願。

第九三三三号 昭和二十六年十一月二日受理

進駐軍射撃用地接收村に對する救済に関する諸願(五通)

請願者 山形県北村山郡西郷村 長 工藤孝一外三千二百五十四名

紹介議員 小杉 繁安君 泉山 三六君

山形県北村山郡の西郷、富本、戸沢、大高根四箇村は、昭和二十一年に広大な面積を連合軍の射撃用地として接收せられたため、耕作地の減少によつて所得も激減した上に、昭和二十六年に入つては連日の射撃演習によつて道路の破損いちじるしくこれが補修のため多額の出費を余儀なくされているから、すみやかにこれが救済措置を講ぜられたいとの諸願。

第九五六号 昭和二十六年十一月五日受理

労働加配米制度廃止反對に関する諸願

請願者 東京都港区芝三田四国町二ノ五号労働用物資

對策全国協議会内 高島新吉

紹介議員 安井 謙君

政府は米麦の統制撤廃の措置に伴い、労働加配米制度も廃止することであるが、かかる措置は米価の上昇をきたし、労働者の家計負担が増加して、生産意欲を減退させることとなり、労働者の従事する重要基礎産業に與える影響は大きいから、現行労働加配米制度を維持せられたいとの諸願。

第九六一号 昭和二十六年十一月六日受理

米麦統制撤廃反對に関する諸願(三通)

請願者 群馬県甘楽郡福島町大字福島 飯野銀治外千七百四十八名

紹介議員 梅津 錦一君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第九六二二号 昭和二十六年十一月六日受理

米麦統制撤廃反對に関する諸願(九通)

請願者 栃木県上野郡栗野町字中栗野八六四 福田辰一郎外九千五百名

紹介議員 相馬 助治君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第九六三三三号 昭和二十六年十一月六日受理

米麦統制撤廃反對に関する諸願(十通)

請願者 栃木県芳賀郡水橋村篠崎喜造外五千九百八十一名

紹介議員 岡田 宗司君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第九八一号 昭和二十六年十一月六日受理

農業改良普及事業の強化拡充に関する諸願

請願者 岡山県勝田郡河辺村大字河辺 水島賢外千七百六十名

紹介議員 江田 三郎君

今回の行政機構簡素化の一環として農業改良普及制度が弱体化され、同時に改良普及員の人員を整理する由であるが、これは農民にとつて默視することのできないものであり、農業改良普及事業の充実発展こそ農村の振興に大きな役割をもち、農民もこれに期待をかけて着々その実績をあげつつある次第であるから、本制度を存置せられるとともに強化拡充を図られたいとの諸願。

第九八二二号 昭和二十六年十一月六日受理

土地改良事業促進に関する諸願

請願者 秋田県庁内北海道及東北六県耕地協会連合会内 石川雅吉外六名

紹介議員 鈴木 安孝君 長谷山 行毅君 溝口 三郎君

食糧増産の基盤である土地改良事業の飛躍的進展を期するために、(一)積雪寒冷單作地帯復興臨時措置法による土地改良予算の増額および国庫補助率の引上げ、(二)農林漁業長期資金の潤沢なる融通と借入手続の簡素化、(三)国営土地改良事業の促進、(四)県営土地改良事業に対する予算の増額、(五)小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活、(六)かんがい排水機用電力料金および維持管理費の国庫負担、(七)土

地改良法の改正による土地改良区設立  
手続の簡素化と組織変更期間の延長等  
の実現を図りたいとの請願。

第九八三号 昭和二十六年十一月七  
日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

請願者 香川県綾歌郡坂本村

紹介議員 大林千太郎外二百万名  
野澤 勝君 江田 隆君

この請願の趣旨は、第八六八号と同じ  
である。

第一〇一四号 昭和二十六年十一月  
七日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

請願者 宮崎県議會内 清山芳  
雄外九千二百三十九名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第八六八号と同じ  
である。

第一〇一五号 昭和二十六年十一月  
七日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願(二通)

請願者 新潟県東頸城郡牧村長  
西山篤郎外五十一名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第八六八号と同じ  
である。

第一〇二九号 昭和二十六年十一月  
八日受理

労務加配米制度廃止反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋區  
深町五化学肥料労働者厚  
生協議会内 加藤秀吉

紹介議員 楠見 義男君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じ  
である。

第一〇三四号 昭和二十六年十一月  
八日受理

香川県仏生山町に国営競馬場設置の請  
願

請願者 香川県高松市天神前五  
七香川馬事振興会  
内 平井太郎

紹介議員 平井 太郎君

国営競馬場設置の予定地仏生山町は、  
高松の南隣にあり、岡山県の各都市と  
はわずか二、三時間、高松、丸亀、琴  
平、多度津にわずか一時間以内の近距  
離にあつて、町議會は無論、四国三県  
の十二市商工會議所連合会も、その誘  
致方を決議し、地元民の熱意も極めて  
強く、さきに第二回国会においてもそ  
の必要性を認めて採択せられたのであ  
るから、すみやかに、同町に国営競馬  
場を実現せられたいとの請願。

第一〇三五号 昭和二十六年十一月  
八日受理

福島県湯田小屋林道開きに関する請  
願

請願者 福島県相馬郡大館村  
長 高橋信房外八十名

紹介議員 鈴木 直人君

福島県相馬郡大館村大倉地内湯田小屋  
林道開きに関する請願は、再三関係方面  
に陳情に及んだが、未だにこれが実現  
をみないため、地元民の不利不便は言  
語に絶するものがあるから、地方開発  
のためにこれが促進を期せられたいと  
の請願。

第一〇七二号 昭和二十六年十一月  
八日受理

米麦統制撤廃に関する請願

請願者 新潟県議會議長 西川  
弥平治

紹介議員 北村 一男君  
この請願の趣旨は、第八六八号と同じ  
である。

第一〇八四号 昭和二十六年十一月  
九日受理

労務加配米制度廃止反対に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町  
一ノ七労働者内全基華  
労働組合内 城千尋

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じ  
である。

第一〇八五号 昭和二十六年十一月  
九日受理

開拓地を警察予備隊用等に接収反対の  
請願

請願者 東京都千代田区大手町  
一ノ五全日本開拓者連  
盟内 村山藤四郎

紹介議員 小林 亦治君

最近開拓地が警察予備隊用地あるいは  
軍用地として強制使用または接収され  
つつあるが、食糧自給の必要なる現況  
階においては耕地のかい廃をなすこの  
ような措置には反対である。万一接収  
を受ける開拓地等が発生した場合は充  
分に関係者の意見を徴し、あらたなる  
開拓地の創設、移転に対する保証等方  
全の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇九七号 昭和二十六年十一月  
九日受理

浜名湖湖底津町、新所村地先埋立に関す  
る請願

請願者 静岡県浜名郡湖底津町  
長 小林儀一郎外五名

紹介議員 河井 彌八君

静岡県湖底津町新所村地先の浜名湖干拓  
事業は、昭和二十一年農林省案として

準備測量まで行われる運びとなつた  
が、漁業関係との紛争で今もつて実施  
に至らず今日に及んでいる。ついで  
は、本予定湖底は漁場としての価値も  
少く既に関係組合との了解もついてい  
るから、食糧増産のため、本事業の促  
進を期せられたいとの請願。

第一〇九九号 昭和二十六年十一月  
九日受理

国営林道開設促進に関する請願

請願者 熊本県議會議長 大久  
保勢輔

紹介議員 内村 清次君

森林法の改正に伴い、森林は今後計画  
伐採をせられることとなつたが、林産  
物供給の調整を期するためには、今後  
林道事業の画期的拡充が必要である。  
特に奥地幹線林道は、その緊要度極め  
て高いのであるが、これを民営補助  
事業とすることは財政的技術的見地  
から実施困難であるから、国営林道開  
設のみちを開き、奥地未開闢林産資源  
を対象とする幹線林道は国営事業とし  
て、すみやかに実施せられたいとの請  
願。

第一一一〇号 昭和二十六年十一月  
十日受理

米の統制撤廃反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市浮明寺  
九二 宮本せつ子外二  
万二十五名

紹介議員 木内キヤウ君

米の統制撤廃により米価の値上りが必  
定となり、それに伴い諸物価の高騰に  
およぼす影響は明らかで、台所を預か  
る主婦の立場から到底納得できないか  
ら、米の統制撤廃には反対であるとの  
請願。

第一一四三号 昭和二十六年十一月  
十日受理

米麦統制に関する請願

請願者 京都府福知山市内記町  
九〇 大槻壽衛子外二  
名

紹介議員 大野木秀次郎君 白波  
瀬米吉君

米穀の供給地である朝鮮、台湾を失  
い、また主食政策の確立しない現在、  
米麦の統制撤廃を行うときは、その弊  
害が大きく、国民生活が破たんするこ  
とは必定であるから、米麦の統制撤廃  
を延期せられるとともに、主食の検査  
機構および人員等に関しても充分な措  
置を講ぜられたいとの請願。

第一一六六号 昭和二十六年十一月  
十日受理

農業改良普及事業の強化拡充に関する  
請願

請願者 福島市信夫地方事務所  
内 猪股清喜外二百八  
十一名

紹介議員 油井賢太郎君

政府は今回農業改良普及事業を縮小す  
るよしであるが、かかることが実現す  
れば、農民の期待に反するばかりでな  
く、今後の農業行政の面に大きな支障  
をきたすから、(一)農林省農業改良局  
および都道府県農業改良課の拡充強  
化、(二)本事業に対する国庫補助金の  
確保交付、(三)農業改良普及員の増員  
等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一六七号 昭和二十六年十一月  
十日受理

米麦統制撤廃反対に関する請願

請願者 長野県松本市巖ヶ崎  
二、一三八国立松本療

養所内 大村茂雄外百二十六名  
紹介議員 棚橋 小虎君  
この諸願の趣旨は、第八八号と同じである。

第一一六八号 昭和二十六年十一月十日受理  
水稲保険料率改訂に関する諸願  
請願者 千葉県千葉郡生浜町農業共済組合長 秋山重之助外十二名  
紹介議員 片岡 文重君

災害の多いわが国の農業は、農業災害補償制度を離れては成立しないが、昭和二十七年から実施予定の水稲保険料率改訂は、農家負担を過重とし、同制度の趣旨に反する結果となるから、水稲保険料率の軽減を図りたいとの諸願。

第二〇五号 昭和二十六年十一月一日受理  
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する陳情  
陳情者 和歌山県日高郡由良町長 尾崎昌興外二名

食糧自給の強化を図りわが国の自力再建にまい進することは重要な国策である。しかし和歌山県は山地多く耕地は狭小で、小地区の分割をよきなくされている状態であるから、五町歩以上の小地区土地改良事業にも国庫補助の対象とせられたいとの陳情。

第二一七号 昭和二十六年十一月六日受理  
土地改良事業費国庫補助増額等に関する陳情(一通)  
陳情者 高知県幡多郡昭和村長 徳弘豊外七百二十九名

農地の改良拡張および災害復旧事業の実施は食糧増産の根源をなすものであり、これが強力かつ全面的実施は食糧の自給体制確立の基本方策であるが、最近における本事業に対する国庫支出金は極めて僅少であるため、高知県における本事業は低調を極めているから、(一)昭和二十七年以降農地の改良拡張に要する国庫予算を大幅に増額すること、(二)小規模土地改良事業の国庫補助を復活すること、(三)災害復旧ならびに災害防止施設事業に関する昭和二十七年以降の国庫予算を大幅に増額すること、等の事項をすみやかに実現せられたいとの陳情。

第二一八号 昭和二十六年十一月六日受理  
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情  
陳情者 愛媛県温泉郡余土村 永井政市外八千六百七十九名

この度の行政機構の簡素化に伴い農業改良普及制度が弱体化され、改良普及員の人員整理が行われる由であるが、農業普及事業の充実発展は、農村の発展に大きい役割をもっているから、一市町村に一名以上の改良普及員を置いて農民の指導に当るよう措置せられたいとの陳情。

第二一九号 昭和二十六年十一月六日受理  
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情(八通)  
陳情者 岡山県都窪郡早島村 岡明外一万一千五百二十二名

この陳情の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二二五号 昭和二十六年十一月七日受理  
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情  
陳情者 岐阜県益田郡下原村中切山内六郎外二千六百三十三名

今回の行政機構簡素化の一環として農業改良普及制度が弱体化される由であるが、これは農民にとつて、黙観することのできなないものであり、農業改良普及事業の充実発展こそ農村の振興に大きな役割をもち、農民もこれに期待をかけるから、本制度を存置せられるとともに強化拡充を図られたいとの陳情。

第二二六号 昭和二十六年十一月七日受理  
静岡県元富士農地開発代行事業に関する陳情  
陳情者 静岡県富士郡富士町宮下元富士開拓農業協同組合長 斎藤新作外二名

農地開発代行事業の元富士地区は、開田、開畑の上、年々反当収量も増し、道路、水路工事も完成したが、潮除堤防工事四百二十間が未完成のため、台風ごとに危険が増大しているから、昭和二十七年において、潮除堤防工事費九百万円の支給を図られたいとの陳情。

第二三七号 昭和二十六年十一月七日受理  
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情  
陳情者 宮城県加美郡色麻村 金子三吉外六千四百十三名

この陳情の趣旨は、第二二五号と同じである。  
第二三八号 昭和二十六年十一月七日受理  
日受理  
かん害復旧事業費国庫助成等に関する陳情  
陳情者 鳥根県内島根県町村議會議長会内 中村玄孔

本年二箇月にわたつた大かんばつのため、島根県においては七千四百十町歩の耕地に被害を及ぼし、地方産業上に與えた影響はじん大であるから、これが復旧に対する助成とこの種かん害を未然に防止する恒久的事業を実施せられたいとの陳情。

第二四三三号 昭和二十六年十一月八日受理  
日受理  
米麦統制撤廃反対等に関する陳情  
陳情者 山口県吉敷郡小郡町大字小郡下郷第一、二、五ノ八山口県生産販売農業協同組合連合会長 滝口純外六百九十二名

今般政府は主食の統制撤廃を企図していることであるが、現下の国内外の緊迫している情勢において、しかも多量の輸入食糧を受ける現状にあるとき、かかる措置をなすのは、日本の自立経済の基礎を破壊することとなるから、米麦の統制撤廃には、反対せられたいとの陳情。

第二四四号 昭和二十六年十一月八日受理  
日受理  
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情  
陳情者 宮城県本吉郡気仙沼町 橋本一郎外四千八百八十九名

この陳情の趣旨は、第二二五号と同じである。  
第二四七号 昭和二十六年十一月八日受理  
日受理  
米麦統制撤廃反対等に関する陳情  
陳情者 佐賀市赤松町三五佐賀県農業復興會議内 加茂閑治

本年十月五日佐賀市公会堂において舉行された、佐賀県農民大会において、(一)主食の統制撤廃反対、(二)課税の適正化、(三)農業政策の確立、(四)肥料の需給調整、(五)米価算定方式の改正等の決議がなされたから、特別の配慮を講ぜられたいとの陳情。

第二四八号 昭和二十六年十一月八日受理  
日受理  
米麦統制撤廃反対等に関する陳情  
陳情者 佐賀市赤松町三五佐賀県農業復興會議内 加茂閑治外六千四百二十二名

米麦の統制撤廃は、貧弱なる基礎の上に立つ零細農業者にとつて農業の経営の不能に陥れるから、米麦の統制撤廃には反対せられたいとの陳情。

第二五一号 昭和二十六年十一月八日受理  
日受理  
地方競馬の民営移管反対に関する陳情  
陳情者 兵庫縣姫路市長 石見元秀外二十二名

でなく、たといその利潤の一部を戦災都市に配分するとしてもその運営あるいは経理の不明確による利潤の分散は必然的であつて、財源上専らこれに期待している復興事業は全く致命的な打撃をこうむるから、地方競馬の民営移管には反対であるとの陳情。

第二五七号 昭和二十六年十一月九日受理

小地区の土地改良事業費国庫補助等に関する陳情(二通)

陳情者 高知市丸ノ内五高知県開拓生産農業協同組合連合

会内 市川栄徳外七百名

農地の改良拡張は、食糧の自給体制確立の基本策であるが、最近における本事業の国庫補助は極めて少く、しかも小規模土地改良事業に対しては、国庫補助の支出が原則的に停止されているため、本事業の進ちよくをいぢるしうはばんでいるから、(一)農地改良に對する国庫補助を大幅に増額するとともに小地区の土地改良事業の国庫補助を復活すること、(二)災害復旧ならびに災害防止施設事業に関する予算を大幅に増額すること等の実現を図られたいとの陳情。

十一月十七日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は十一月十二日)

一、蕨糸価格安定法案

昭和二十六年十二月十四日印刷

昭和二十六年十二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁